

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年8月までの期間、42年2月から同年10月までの期間、48年1月、49年4月から同年5月までの期間、49年11月及び50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年8月まで  
② 昭和42年2月から同年10月まで  
③ 昭和48年1月  
④ 昭和49年4月から同年5月まで  
⑤ 昭和49年11月  
⑥ 昭和50年3月

市の広報で国民年金の保険料をまとめて支払えることを知り、市役所へ相談に行った。1回目は未納期間を確認して保険料を教えてもらった。大金で支払いに困り、再度相談に行ったところ、昭和55年6月支給のボーナスでギリギリ間に合うと分かった。ボーナスの支給後に保険料を納付したのに未納期間があることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の広報で特例納付のことを知り、市役所で未納期間の保険料を確認し、昭和55年6月支給のボーナスで保険料を納付したと主張しているところ、当時は第3回の特例納付が実施されていた期間であり、納付したとする金額は、夫婦二人の未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の預金通帳で、昭和55年6月にボーナスが支給された後、同月30日に申立金額を上回る32万円が出金されていることが確認できることから、家計費を含めて出金した中から保険料を納付したとする申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の夫が所持する昭和 53 年から 57 年当時の備忘録と思われる手帳には、55 年 4 月に厚生年金保険の加入期間調査を依頼したこと及び当時の市役所国民年金担当者の氏名とともに同年 6 月末日で納付が締め切りとなることが記載され、この担当者が当時国民年金課に在籍していたことが確認できること、申立人が記憶している市役所窓口の場所が、当時の庁舎内の窓口の配置と一致していること、55 年 4 月の広報で、同年 6 月末に特例納付が締め切りとなるため、もう一度年金の加入期間を確認するよう勧める記事が見られることなどを踏まえると、申立人の保険料納付に関する申述は、基本的に信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年4月までの期間及び48年10月から49年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から48年4月まで  
② 昭和48年10月から49年11月まで

市の広報で国民年金の保険料をまとめて支払えることを知り、市役所へ相談に行った。1回目は未納期間を確認して保険料を教えてもらった。大金で支払いに困り、再度相談に行ったところ、昭和55年6月支給のボーナスでギリギリ間に合うと分かった。ボーナスの支給後に保険料を納付したのに未納期間があることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の広報で特例納付のことを知り、市役所で未納期間の保険料を確認し、昭和55年6月支給のボーナスで保険料を納付したと主張しているところ、当時は第3回の特例納付が実施されていた期間であり、納付したとする金額は、夫婦二人の未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の妻の預金通帳で、昭和55年6月にボーナスが支給された後、同月30日に申立金額を上回る32万円が出金されていることが確認できることから、家計費を含めて出金した中から保険料を納付したとする申立人の主張には<sup>しんびようせい</sup>信憑性が認められる。

さらに、申立人が所持する昭和53年から57年当時の備忘録と思われる手帳には、55年4月に厚生年金保険の加入期間調査を依頼したこと及び当時の市役所国民年金担当者の氏名とともに同年6月末日で納付が締め切りとなることが記載され、この担当者が当時国民年金課に在籍していたことが確認できること、申立人が記憶している市役所窓口の場所が、当時の庁舎内の窓口

の配置と一致していること、昭和 55 年 4 月の広報で、同年 6 月末に特例納付が締め切りとなるため、もう一度年金の加入期間を確認するよう勧める記事がみられることなどを踏まえると、申立人の保険料納付に関する申述は、基本的に信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和58年4月から同年5月までは20万円、同年6月から同年9月までは19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和58年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月1日から同年10月31日まで  
② 昭和58年10月31日から59年1月1日まで

私は、A社に昭和58年4月から同年12月まで勤務していた。会社は58年10月31日に全喪したが、①給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、同年4月から同年9月までの標準報酬月額が低いと判断できるので、申立期間につき標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、②昭和58年12月までの給料支払明細書から厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立期間につき厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は

昭和 58 年 4 月から同年 5 月までの期間は 20 万円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 19 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、元事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては当時の関係資料が無く、また、当時の経理担当者は亡くなっており不明としているが、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書から確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立人から提出のあった給料支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立事業所に継続して勤務していたことが確認でき、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、申立てに係る事業所は、昭和 58 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、元事業主及び複数の同僚は、申立期間②の当時、同社には 10 人以上の従業員が勤務していたと供述していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年 3 月に結婚し、それを機に国民年金に加入した。結婚して以来、住所を変更していない。申立期間は納付書が来ており、子供をおぶって郵便局に行き納付したことを覚えているので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に旧姓で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、婚姻後も社会保険事務所保管の被保険者台帳は旧姓のままとなっており、この手帳記号番号は 45 年 10 月 1 日に不在被保険者として処理されている。

また、申立人が、昭和 51 年 1 月に婚姻後の姓で新たに国民年金手帳記号番号の払出しを受け、50 年 4 月からの国民年金保険料を納付している事実が確認できることから、申立人が納付書で郵便局に納付したのは、申立期間の保険料ではなく、50 年 4 月以降の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続について記憶しておらず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料等（家計簿、確定申告書）も無いことから、申立期間当時の国民年金の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年12月まで  
申立期間の国民年金保険料は、地区の納税組合の集金人を通じて毎月納付した記憶があり、そのほかにもさかのぼって何十万円か納付したこともあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、地区の集金人を通じて国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す資料（家計簿、日記帳、確定申告書等）が無く、申立人及び当時の集金人は高齢のため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間が未納である旨の書き込みと町役場の押印があるにもかかわらず、申立人は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないと主張しているが、一連の事務処理に誤りは認められない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金保険料現金納入者一覧表から、申立期間の直前の保険料が附則第18条により昭和50年に納付されたことが確認できたが、申立期間の保険料については、49年1月から50年12月まで実施された附則第18条による特例納付及び53年7月から55年6月まで実施された附則第4条による特例納付により納付された事実は確認できなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。